



寒川町耐震改修促進計画の改定案について

概要版

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント
(町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和5年1月6日(金) ~ 2月6日(月)まで

みなさんのご意見をお待ちしています。

寒川町耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき平成22年3月に策定しました。また、本計画は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び「神奈川県耐震改修促進計画」を勘案し、「寒川町地域防災計画」との整合を図り策定されました。

今回の改定の背景といたしまして、令和3年12月21日に国が基本方針を見直し、県では令和3年12月20日から令和4年1月18日までパブリックコメントを実施し、その内容を踏まえ「神奈川県耐震改修促進計画」を令和4年3月に改定しました。

以上のことを踏まえ、本計画は令和4年度末に改定をします。

■改定の方針

1. 策定方針

- 安全安心なまちづくりを推進するため、旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進する計画を改定する。
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)が改正され、県の改定された促進計画を勘案し、町建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための促進計画を改定する。
- 庁内関係部署との調整や町地域防災計画と整合を図り、改定する。

2. 計画の内容

〈計画の期間〉

- 令和5年度から令和12年度(8年間)
- 必要に応じて計画の見直しを行う。

〈耐震化の目標〉

- 住宅の耐震化率 令和12年度までにおおむね解消
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率おおむね解消
- 避難路沿道の建築物の耐震化促進及び耐震診断を義務付ける道路指定については県と連携しながら検討する。

⇒計画全般について、町民の皆さんからのご意見を募集いたします。

★本資料は概要版です。各施設に配架の、もしくはweb(最終ページ参照)より全体資料をご覧ください。

3. 計画の背景

- 阪神・淡路大震災を契機に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が制定（平成7年12月）された。
- 国の基本方針において、住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化率を、現状の75%から90%にすることが示された。
- 平成18年1月、耐震改修促進法の改正施行により策定が位置づけられ、県は義務、市町村は努めることとなった。
- 神奈川県は平成19年3月に神奈川県耐震改修促進計画を策定し、寒川町は平成22年3月に寒川町耐震改修促進計画を策定した。
- 住宅について、政府の「新成長戦略」及び「住生活基本計画」においては、耐震化率を平成32年までに95%とする新たな目標が設定された。
- 平成25年11月、耐震改修促進法の改正施行により建築物の耐震改修を促進する取り組みが強化された。
- 神奈川県は平成26年3月に神奈川県耐震改修促進計画を改定した。
- 令和3年12月に国の基本方針が改定した。
- 令和4年3月神奈川県耐震改修促進計画を改定した。

全体資料の閲覧方法

「寒川町耐震改修促進計画の改定案」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。
HP 内で 『寒川町耐震改修促進計画』と検索。

◆ <https://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/toshikensetsu/>

[toshikeikaku/tokei_kaihatsu/public_comment/jisshichuu/16935.html](https://www.town.samukawa.kanagawa.jp/toshikeikaku/tokei_kaihatsu/public_comment/jisshichuu/16935.html) ▶ 二次元コードはこちら



※次の場所で冊子資料を閲覧できます。

役場本庁舎／都市計画課／寒川町民センターおよびセンター分室／北部文化福祉会館／南部文化福祉会館／健康管理センター／シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)／寒川総合図書館

※次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

ご意見の提出方法について

- ① 郵送：下記宛先へ郵送ください。 ② FAX：0467-75-9906
- ③ メール：toshikei2@town.samukawa.kanagawa.jp
- ④ 直接提出：担当課へ持参又は各施設回収箱へ投函
(受付時間)：土日祝日を除き、午前8時30分～17時15分まで。
(宛先)：寒川町 都市建設部 都市計画課 都市計画・開発指導担当
(記入事項)：別添の回答用紙の内容に沿ってご記入ください。メールによる回答など回答用紙を用いない場合は、ご住所等も含めて回答用紙と同内容を任意の様式でご記入ください。
(募集期間)：令和5年1月6日(金)～2月6日(月)

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「寒川町耐震改修促進計画」の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限り使用し、「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

お問い合わせ先

寒川町都市建設部 都市計画課
都市計画・開発指導担当
住所 〒253-0196 寒川町宮山165番地
電話 0467-74-1111
FAX 0467-75-9906

「高座」のころ。

高座郡さむかわ